

新建築技術認定事業業務規程		頁 No. 1 / 8
		BTRI-M101-04
平成20年 4月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この新建築技術認定事業業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本建築センター（以下「財団」という。）が、申込者の依頼に基づき行う新建築技術認定業務（以下「認定業務」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- 新建築技術 次のいずれかに該当する技術のうち、当該建築技術の品質・性能が技術基準や規格として標準化されていないものをいう。
 - 建築物・工作物又はそれらに用いる構法、材料、部品・部材、設備等
 - 前号の設計、施工、製造、運営・維持管理、解体等に関わる技術
- 認定業務 前号の新建築技術について、当該技術に応じた認定基準に照らしその品質・性能を認定すること。

(認定業務の実施の基本方針)

第3条 認定業務は、この規程により公正かつ適確に実施するものとする。

(業務の対象)

第4条 認定業務の対象は、次の各号に適合する新建築技術（個別具体の建築物に限定して用いられる新建築技術を含む）とする。ただし、建築基準法令等（以下、「法令等」という。）の規定に基づく認定等の対象になるものを除くものとする。

- 社会的に通常必要とされる品質・性能を有するものであること。
- 環境負荷の低減に資するものであること。
- 実現可能なものであること。

(認定業務を行う時間及び休日)

第5条 認定業務を行う時間は、休日を除き、午前9時15分から午後5時45分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- 日曜日並びに土曜日
- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 12月29日から翌年の1月3日までの日

<p style="text-align: center;">新建築技術認定事業業務規程</p>		<p style="text-align: center;">頁 No. 2 / 8</p>
		<p style="text-align: center;">BTRI-M101-04</p>
<p>平成20年 4月 1日制定</p>	<p>平成23年10月31日改訂</p>	<p>平成23年11月 7日施行</p>

- 3 第1項の認定業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に財団と申込者との間において認定業務を行うための日時の調整が図られている場合はこれらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第6条 本部の所在地は、東京都千代田区神田錦町一丁目9番地とする。

第2章 認定業務の実施方法

第1節 申込み手続き

(認定の申込み)

第7条 申込者は、認定の申込みの際し、新建築技術認定申込書（以下、「申込書」という。）及び新建築技術認定申込要領（以下、「申込要領」という。）に定める図書（以下「認定用提出図書」という。）を、定められた期日までに提出するものとする。

2 認定申込みを行おうとする新建築技術については、次の各号を満たすものとする。

- (1) 違法性のないものであり、特許権等の権利侵害等のないものであること。
- (2) 認定用提出図書の内容に虚偽がないこと。

(認定の受け)

第8条 財団は、前条の認定の申込みがあったときは、次の事項について不備等がないことを確認する。

- (1) 申込みのあった認定の対象案件が第4条に定める認定業務の対象であること。
- (2) 認定用提出図書に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3) 申込み内容に明らかな瑕疵がないこと。

2 前項の規定において、認定用提出図書に不備等を認めた場合で、補正の余地のないときは受理できない理由を説明し、これらの図書を申込者に返還する。また、相当期間を定めて補正を求め、当該期間内に補正されないときも同様とする。

3 第1項において不備等がないことを確認できた場合又は前項において補正された場合には、財団は、第17条に定める認定委員会の意見を聴き、別に定める新建築技術認定事業認定受付基準に適合するものを受け付けるものとする。

4 財団は前項において受け付けを行ったときは新建築技術認定受付承諾書（以下、「承諾書」という。）を申込者に交付する。この場合、申込者と財団は別に定める「一般財団法人日本建築センター新建築技術認定事業業務約款（以下「業務約款」という。）」に基づき契約を締結し

新建築技術認定事業業務規程		頁 No. 3/8
		BTRI-M101-04
平成20年 4月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

たものとする。なお、申込書に承諾印を押印したものの写しをもって、承諾書に代えることができるものとする。

- 5 申込者が、正当な理由なく、認定に係る手数料（以下「手数料」という。）を指定の期日までに支払わない場合には、財団は業務約款に従って前項の契約を解除することができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第9条** 業務約款には、業務期日、契約当事者の基本的責務に関する事項、契約の解除に関する事項及び秘密保持に関する事項を定めることとする。

第2節 認定の実施方法

(認定の実施方法)

- 第10条** 財団は、第8条第4項の規定により認定の受付を行った場合は、第17条に定める認定委員会において技術評価を実施する。
- 2 前項の技術評価は、当該技術に応じた認定基準を定め行うものとする。
 - 3 認定委員会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。
 - 4 認定委員会は、認定用提出図書をもって技術評価を行う。この場合において認定用提出図書に含まれる試験データは、適切な能力を持つ試験施設又は試験設備を用いて適切な方法により実施した試験により得られたものとする。
 - 5 認定委員及び専門委員は、技術評価上必要があるときは、認定用提出図書に関し申込者に説明を求めるものとする。
 - 6 認定委員及び専門委員は、技術評価上必要があるときは、申込者に対し、新たな資料の提出を求め、又は申込者の承諾を得て性能試験立会い及び実施調査を行うことができるものとする。
 - 7 財団は、認定委員会及び専門委員会において技術評価を行うときその他必要があるときは、認定用提出図書の全部又は一部の写しを作成することができるものとする。

(認定書の交付)

- 第11条** 認定委員会は、技術評価の結果、認定基準に適合しているものと認めたときは技術評価報告書をもって財団に報告するものとする。
- 2 財団は、前項の報告に基づき新建築技術認定書（以下「認定書」という。）を申込者に交付するものとする。その際、技術評価報告書を添付する。
 - 3 財団は、前項の交付を行ったときは、当該新建築技術の概要及び認定基準を公表するものと

新建築技術認定事業業務規程		頁 No. 4 / 8
		BTRI-M101-04
平成20年 4月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

する。

- 4 認定委員会は、技術評価の結果、申込みに係る内容が新建築技術として求められる水準に達していないと認めるときは、その旨及びその理由を財団に報告するものとする。
- 5 財団は、認定委員会から前項の報告があったときは、その理由を付した通知書をもって申込者に通知するものとする。

(認定の申込みの取下げ)

第12条 申込者は、申込者の都合により認定書の交付前に認定の申込みを取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した新建築技術認定申込取下げ届出書を財団に提出する。

(認定書の有効期間及び更新)

第13条 認定書の有効期間は、交付日より5年間とする。既に認定書を交付されたものについて認定内容の変更・追加を行った場合は、当該変更・追加による認定書の交付日より5年間とする。

- 2 認定書の更新を希望する者は、申込書及び申込要領に定める認定用提出図書を、原則として認定書の有効期間が終了する6ヶ月前までに提出しなければならない。
- 3 第7条から前条までの規定は、前項の認定書の更新の場合について準用する。
- 4 財団は、認定書の有効期間中に、必要に応じて申込者の事務所、工場又は施工現場等を調査できるものとする。ただし、調査の実施に際しては、申込者の了承を受けるものとする。

(認定の変更の手続き)

第14条 認定を取得した者（以下、「認定取得者」という。）が、当該認定新建築技術の内容を変更しようとする場合は、改めて認定を受けなければならない。この場合において、第7条から第10条の規定を準用する。

- 2 前項以外の事項について変更しようとする場合は、その旨を新建築技術認定変更届出書に記入し、財団に届出なければならない。
- 3 財団は、前項の届出を受けた場合は、これを公表するものとする。

第3章 手数料

(手数料の収納)

第15条 財団は、認定の申込みを引受け、契約を締結した時は、別に定める新建築技術認定事

新建築技術認定事業業務規程		頁 No. 5 / 8
		BTRI-M101-04
平成20年 4月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

業業務手数料規程により算定された手数料の請求書を申込者に対して発行する。

- 2 申込者は、前項の手数を指定期日までに金融機関への振り込みにより財団に納入するものとする。ただし、申込者の要望により財団が認める場合には、別の収納方法によることができる。
- 3 前項において、振り込みにより納入する場合の費用は申込者の負担とする。

(手数料の返還)

第16条 収納した手数料は返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により認定が実施できなかった場合には、この限りでない。

第4章 認定委員会

(認定委員会の構成)

- 第17条** 認定委員会は、認定委員をもって構成し、委員長を置く。
- 2 認定委員会には、必要に応じて、副委員長を置くことができる。
 - 3 委員長及び副委員長は、財団が認定委員の中より選任する。
 - 4 認定委員会には事務局を置く。
 - 5 財団は、その他認定委員会の設置・運営に関する必要な事項について、新建築技術認定委員会設置・運営要領に定めるものとする。

(認定委員の選任)

- 第18条** 財団は、認定業務を実施させるため、学識経験者等で該当分野に精通する者を認定委員として選任する。
- 2 前項の認定委員は、財団職員から選任するほか財団職員以外の者を委嘱して選任するものとする。

(認定委員の解任)

- 第19条** 財団は、認定委員が次のいずれかに該当する場合は、その認定委員を解任する。
- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他認定委員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

新建築技術認定事業業務規程		頁 No. 6 / 8
		BTRI-M101-04
平成20年 4月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

第5章 雑 則

(認定取得者の責務)

- 第20条** 認定取得者は、法令等の改正等により、認定書の内容が法令等に適合しないこととなった場合には、認定書の使用を直ちに中止し、又は速やかに認定の変更申込みを行うなど、認定書が不適切に使用されないよう認定書を適切に維持管理する義務を負うものとする。
- 2 財団は、法令等の改正等により、認定書の内容が改正後の法令等に適合しないこととなった場合の認定書の使用に関しては、一切の責任を負わないものとする。
- 3 新建築技術を用いた工事中の事故、工事後の不具合等、新建築技術を具現化したことによって第三者への損害が生じた場合の一切の責任は、申込者が負うものとする。
- 4 その他認定に関わる規程以外の事項については申込者の責任に帰属するものとする。

(報告)

- 第21条** 財団は、必要に応じて、認定取得者に対し、依頼技術の実施状況等に関して報告を求めることができるものとする。
- 2 財団は、必要に応じて、認定取得者の承諾を得て実地調査を行うことができるものとする。

(認定の普及促進)

- 第22条** 財団は、認定新建築技術の普及に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(認定の表示)

- 第23条** 認定取得者は、認定新建築技術である旨を表示することができるものとする。
- 2 前項の表示方法については、別に定める新建築技術認定事業表示要領によるものとする。

(認定の取消し)

- 第24条** 財団は、認定取得者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定書を取消することができるものとする。
- (1) 認定取得者が取消しを申し出た場合。
- (2) 認定等取得者が偽りその他不正の手段により認定書の交付を受けたことが判明した場合。
- (3) 認定等取得者が認定書の内容と異なる建築技術を、認定を受けた建築技術と偽って供給する等、不誠実な行為を行った場合。
- (4) 認定取得者が、第18条第1項に規定する義務、又は第19条第1項に規定する報告を怠り、財団が相当期間を定めて催告してもその是正がなされない場合。

<p style="text-align: center;">新建築技術認定事業業務規程</p>		<p style="text-align: center;">頁 No. 7 / 8</p>
		<p style="text-align: center;">BTRI-M101-04</p>
<p>平成20年 4月 1日制定</p>	<p>平成23年10月31日改訂</p>	<p>平成23年11月 7日施行</p>

2 財団は、認定書を取消した場合は、認定等取得者に対し、取消した理由を付してその旨を通知するとともに公表するものとする。

(秘密保持義務)

第 25 条 財団の役員及びその職員並びにこれらの者であった者（委嘱に基づく認定委員を含む。）は、認定業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(業務の実施体制)

第 26 条 財団は、認定業務を統括管理するために担当役員を置くとともに、認証部において認定業務に係る事務処理等を行う。

- 2 認定業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行ないのないようにしなければならない。
- 3 認定委員及び認定業務に従事する職員は、自己が関係する個人、企業、団体等が申し込む案件に係る認定業務を行わないものとする。

(帳簿及び図書の保存期間)

第 27 条 財団は、認定業務に関する事項を記載した帳簿を備えるものとし、その保存期間は文書区分に応じ次のとおりとする。

文 書 区 分	保 存 期 間
(1) 認定業務帳簿	財団が認定業務を廃止するまで
(2) 認定用提出図書	認定書交付後 10 年又は財団が認定業務を廃止するまで
(3) 認定書写し	認定書交付後 10 年又は財団が認定業務を廃止するまで

(書類の管理及び図書の保存方法)

第 28 条 認定業務中の認定用提出図書は、認定のため特に必要ある場合を除き原則として事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保管することとする。

- 2 前条に掲げる帳簿、図書等は、事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保存する等確実、かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。
- 3 前項の保存は、前条の表の(1)に規定する帳簿への記載事項並びに(2)及び(3)に規定する図書等が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

新建築技術認定事業業務規程		頁 No. 8 / 8
		BTRI-M101-04
平成20年 4月 1日制定	平成23年10月31日改訂	平成23年11月 7日施行

- 4 認定用提出資料のうち、認定の過程において不要となった書類は申込者に返却するか又は秘密の漏れることのない方法で破棄する。

(事前相談)

第29条 財団に認定を申し込もうとする者は、申込みに先立ち、財団に事前に相談をすることができる。

(附 則)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、既に認定を取得した新建築技術については、当該技術の変更又は更新申込みの引受時から適用する。
- 2 この規程の制定以前に公表した本事業の認定基準は、社会情勢にそぐわなくなった場合等、財団が必要と認めたときは随時改訂又は廃止することがある。
- 3 この規程の制定により、新建築技術認定事業実施要領（平成11年7月12制定）は廃止する。

(附 則)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成23年11月7日から施行する。